

大阪市規則第 2 号

大阪市路上喫煙対策委員会規則の一部を改正する規則

大阪市路上喫煙対策委員会規則（平成19年大阪市規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この規則は、大阪市路上喫煙の防止に関する条例（平成19年大阪市条例第54号）<u>第 9 条第 6 項</u>の規定に基づき、大阪市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第 1 条 この規則は、大阪市路上喫煙の防止に関する条例（平成19年大阪市条例第54号。<u>以下「条例」という。</u>）<u>第 8 条第 6 項</u>の規定に基づき、大阪市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 月27日から施行する。